





受賞者紹介&インタビュー ***

萩本卓也さんは、一般企業で勤務されていましたが 父の体調不良が転機となり就農されました。父は農業 を継がせる強い思いはなかったそうですが、子供の頃 から農業をする父の姿を見ていたので、自身が農業に 携わるようになり、今まで築いてきたものを無駄にし たくない強い思いで、代々守ってきた農家を継承し、 農業経営に取り組まれています。

万願寺とうがらし、いちじく、水稲等の、時節に合わせた農産物に取り組まれており、父からの指導のもと栽培技術を磨き、将来を見据えて生産性の向上に励み日々努力されています。

インタビュー



Q. 農作物を生産をする上でのこだわりは

A ハウス栽培で品質の良い物をつくるには温度管理と水の管理が大切だと考えており、反収を上げるためにスマートフォンでハウス内の温度管理を行い、温度調節にかかる時間を短縮しています。

万願寺とうがらしは、防除や剪定の方法をJAや普及センターからの助言をうけながら、部会の仲間たちと情報共有をしています。

いちじくは、圃場の除草、消毒を適正に行い、良い物が出来るように、バランスよく日光があたるように 脇芽を摘みとっています。

Q. 農作物の生産で苦労していることは

A. 農業は自然相手の仕事なので、毎年、気候に悩ませられます。特に今年は高温が続き、高温障害や少雨による成長不良の発生がみられ、日焼けによる変色や着色不良等があり高温対策をしていましたが、来年度はハウス内の熱を逃がすためのファン導入も考えています。

Q. 農作物を生産していてうれしかったことは

A. 城陽いちじくマルシェの一員として鴻ノ巣山運動公園 (ロゴスランド) などでの直売の際に買っていただいた方々から城陽の完熟いちじくは美味しいと言われると生産者としてはうれしいです。

万願寺とうがらしも美味しかったと言っていただいた時はうれしいし、収量の半分以上が高評価の品質規格のときは集荷作業をしていても楽しいしやりがいを感じます。

Q. 今後の目標は

A. 地域の耕作放棄地の解消をどの様にしていくかの課題がありますが、肥料、防除等の管理を行い、品質を維持しながら収量、収益をあげ規模拡大をしていきたいと思っています。

まずは良品質なものの生産を行い、将来は法人化も 視野に入れたいと考えています。

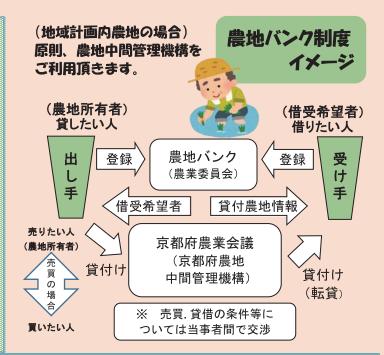
更に、若い担い手やJAの青壮年部の方々との交流を深めて、今よりも経験を積み、より良い農業経営を行っていきたいと思っています。

特に今年はケガをして農作業に携われなかった時期もあり、健康第一に取り組んでいきたいと思います。



農地バン勿能

耕作放棄地発生の未然防止と農地の有効利用促 進を図ることを目的として、農業従事者の高齢 化や非農業者による農地の相続などにより、所 有者が管理できなくなったり、その見込みのあ る農地を事前に登録し、借りたい方、買いたい 方へ紹介して利用して頂くための制度です。 市内に土地を所有し、その提供を希望する『出 し手』とその利用を希望する『受け手』に関す る情報を登録し、その情報を公表することとな ります。



と地の貸し借りは、令和7年4月から.

〈現行〉



相対の貸借(※1)



借り手

農地中間管理機構を介した貸借

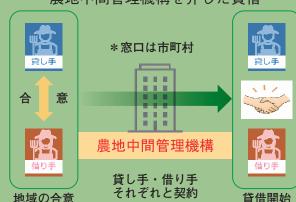








農地中間管理機構を介した貸借



〈令和7年4月以降〉

地域の合意(※2)をもとに

- ※1 市町村が作成する農用地利用集積計画による貸借
- ※2 地域の合意:地域の話し合いにより、市町村が策定する「地域計画」において、農地一筆ごとに 将来、誰が耕作するのかを示した、目標地図に沿った貸借。地図は随時更新が可能。

城陽市農地の賃借料情報の提供

令和5年1月から12月までに締結(公示)された賃貸借 (10a当たり)は、以下のとおりです。

利用権種別		平均額	最高額	最低額	筆数
賃貸借	田	13, 919 円	65, 502 円	2, 354 円	45
	畑	13, 840 円	31, 646 円	5, 351 円	24
使用貸借			_	_	140

上記は参考情報であり、実際の契約を拘束するものではありません。 賃借料は農地の条件などにより貸し手と借り手で相談して決める ものです。

農地の転用、形質変更について

農地を農地以外の目的で使用する場合 や田⇒畑変換等の形質変更には、農地法 等に基づく手続きが必要となります。

その手続きを経ないで農地以外の目的 に使用すると違反転用となりますので、 計画があれば、まずご相談ください。





農地を適正に管理しましょう

農地が遊休化すると、雑草の繁茂により通行の妨げ、病害虫の発生や有害鳥獣の巣、また火災の発生原因となる恐れがあります。農地の権利(所有権・貸借権等)を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければなりません(農地法第2条の2)。周辺にも迷惑をかけることになりますので、作付けをしない農地は年に2回以上は草刈りや耕起を行い、農地の保全管理をしてください。

ご自身で草刈りができない場合は、(連絡先)京都やましろ農協 城陽南支店 営農経済課(公53-0070) や城陽市シルバー人材センター(公52-9486) に草刈り などを有料で委託することもできます。



農作業に伴う道路の泥汚れについて

泥のかたまりが車道や歩道に落ちている と自動車だけでなく、歩行者・バイク・ 自転車・車イス等の走行の妨げになり大 変危険です。

やむを得ず道路を汚した場合は、速やか に清掃するなどマナーを守り農作業を進 めましょう。

また、農作業車の歩道上での移動は禁止されています。車道に出てから移動しましょう。

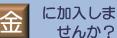
問い合わせ先 農政課 **☎**56-4005

豊かな老後に供えて

業







○ 60歳未満の国民年金の第一号被保険者で年間60日以上 農業に従事する方であれば加入できます。

国民年金に任意加入される60歳以上65歳未満の方も加入できます。

- 積立方式(確定拠出型)で年金額は加入者・受給者数に左 右されない少子高齢化に強い年金です。
- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、 所得税・住民税が節税になります。

ご相談・お申込みは農業委員会事務局またはJAへ

野焼きについて

農地で、つた・わらなどを燃やす際、近 隣住民の生活環境への影響が認められる 場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関 する法律」により指導の対象となります。 近隣住民との良好な関係を意識して、で きるだけ、風向き・一度に燃やす量など を工夫しましょう。

問い合わせ先 環境課 **☎**56-4061

相続をしたときは届出を!

農地を相続等により取得した方は農業委員会まで届け出 の義務があります。

- ○提出書類
- ・農地法3条の3第1項の規定による届出書 (農地、永小作権の相続のみ)
- ・相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことの確認が 出来る書面
- ○提出期限

被相続人が死亡したことを知った時点から10ヶ月以内

- ◆発行日/毎週金曜日
- ◆購読料/月額700円 (税·送料込)

「見やすい」 「分かりやすい」 紙面を追求して 週一回発行して お申込みは農業委員会事務局電話番号

56-4009



は安心して災害のない一年であることを願うにました。 一ト調査」にご協力いただきありがとうごいました。 今年は年明けから大きな地震が発生するなら年は年明けから大きな地震が発生するないまた、「地域計画」策定にあたり貴重なごまた、「地域計画」策定にあたり貴重なごがりです。 今回の「農業委員会だより」は、城陽市内で万願寺とうがらし、いちじく、水稲などをで万願寺とうがらし、いちじく、水稲などをで万願寺とうがらし、いちじく、水稲などをで万願寺とうがらし、いちじく、水稲などをで万願寺とうがらし、いちじく、水稲などをで万願寺とうがらし、いちじく、水稲などをで万願寺とうがらし、いちじく、水稲などを願う

編集後記

(4)